

役員報酬規程

社会福祉法人勲功会

社会福祉法人勲功会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勲功会（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、通勤手当とし、非常勤の役員については、俸給とする。

(給与の支給)

第3条 役員の給与は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 給与の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与締切日及び支払日)

第4条 給与は当月の1日から起算し、当月末日に締切って計算し、翌月5日に支払うものとする。

(俸給)

第5条 常勤・非常勤役員の俸給日額は、次のとおりとする。

業務報酬	3万円
------	-----

(通勤手当)

通勤手当は、理事会・評議員会出席につき 5千円支払うものとする。

(実地に必要な事項)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は2000年6月1日より施行する。

2012年12月1日 一部訂正

2017年4月1日 一部訂正